

函館市高齢者虐待の立入調査に係る職員の立入調査証明書
に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する養護者による高齢者虐待に関し、当該高齢者の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問（以下「立入調査等」という。）を行わせる場合に職員が携帯する同条第2項に規定する立入調査証明書（別記様式。以下「証票」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(証票の交付)

第2条 市長は、立入調査等を行わせる職員に対して証票を交付し、携帯させるものとする。

(貸与等の禁止)

第3条 証票は他人に貸与または譲渡してはならない。

(証票の再発行)

第4条 証票を汚損または紛失したときは、速やかにその事由を届け出て、証票の再発行を受けるものとする。

(証票の失効等)

第5条 証票は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

(1) 証票の交付を受けた職員が死亡したとき。

(2) 証票の交付を受けた職員が退職したとき。

(3) 証票の交付を受けた職員が他の部署へ異動したとき。

(4) 証票を汚損した場合において、前条の規定により証票を再発行したとき。

(5) 証票を紛失した場合において、証票の紛失の告示を行ったとき。

2 前項第1号から第4号の規定により効力を失った証票は速やかに市長に返還しなければならない。

(台帳)

第 6 条 市長は、第 2 条の規定により証票を発行したとき、第 4 条の規定により証票を再発行したとき、または前条第 1 項の規定により証票の効力を失ったときは、函館市高齢者虐待の立入調査に係る職員の立入調査証明書交付台帳に必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。